平成30年度 交渉の概要 (第2回)

〇日 時 平成30年5月30日(水) 13:00~13:40

○場 所 県庁第25会議室

○出席者 県:(知事部局)人事企画課:戸井給与室長、川口係長、古川係長

(病院局) 松岡病院局長、米田課長補佐

県職労:三浦執行委員長 他 現企労:苗村執行委員長 他

※ 組合は役員が中心

<概 要>

組合:交渉をはじめる。議題は、特殊勤務手当の夜間看護手当についてである。

組合:県政の大きな課題は人材確保。平井知事となってから人口流出が続いている。人材確保は労使双 方の課題。今日は真摯な交渉をお願いする。

県:急な日程調整に対応いただき感謝。今日はよろしくお願いする。

組合:提案内容について、説明をお願いする。

県:改正内容であるが、4月1日から国が夜間看護手当の支給額を改正した。金額は国に準拠して改正したい。適用は公布日としたい。

組合:病院局はどうか。

県:知事部局に準じて対応したい。

組合:国には知事部局の提案にない支給区分があるが、病院局の考えはどうか。

県:深夜全部については、現行6,800円を7,300円に、夜間専従については9,200円を9,700円に改正したい。

組合:組合から何点か質問。4月1日からではなく、公布日施行の理由を説明してほしい。

県:国は4月1日から適用ということで3月中に規則改正。総務省から本県に改正内容の通知があったのが4月18日。速やかに検討を始め、現場である総合療育センターから聞き取りを行い、改正作業に入った。当初、4月1日から遡及適用を考えていた。そのことは組合にも事前提示した。決裁段階で4月1日適用とすることに疑問の声があった。改めて検討した結果、遡及適用はしない整理とした。給与については、平成28年度の人事委員会勧告から4月1日に遡及して改定しているが、給与については年間で公民均衡という考えがあることから遡及適用しているもの。特殊勤務手当については、個々の特殊勤務に応じて支給しており、年間の均衡にはなじまない。したがって、4月1日ではなく、公布日施行としたい。

組合:組合の考えだが、国に準拠して引き上げることは評価したい。4月1日からの適用ではないことについては残念だ。国は勤務の困難性を踏まえて引き上げた。県も現場の困難性を確認して引き上げの判断をした。勤務の特殊性は国と変わらない。公布日施行とは、具体的にはいつになるのか。公表されている議会日程の予定では、7月5日が閉会日とされているところ。

県:国が改正したから本県も改正するというものではない。改正額は国と同額だが、施行時期は本県における改正の必要性を検討した後とするのが適正と判断した。なお、他県の状況も確認したが、時間をかけて必要性を検討するとの理由で直近の議会提案を見送った県もある。本県は、早期に現場の状況も確認して必要性をしっかり検討した結果、少しでも早い6月議会に提案したいと考えているところ。公布日については、閉会後、数日してからとなる。

組合:月の途中からの改正となる見込みということだが、改正前と後で勤務の困難性は変わらないのに という違和感はある。

県:条例改正が必要であり、議会の議決後に適用することが適切と考えている。

組合:他県の状況は組合でも確認した。岡山の独立行政法人であるが、4月1日から増額するとのことである。例えば、病院局だけでも4月1日から適用することは考えられないのか。

県:給与制度については、従前より知事部局に足並みを揃えている。

組合:夜間看護手当の引き上げについては、何年も要望しているところ。一貫して国準拠という回答だった。であるなら、適用も4月1日からではないかというのが自分たちの気持ち。

県:知事部局と足並みを揃えたい。一般会計から運営に支援を受けている。独自対応は見合わせたい。

組合:給与改定について、引き上げを遡及適用することは異論ないが、引き下げについては、これまで 遡及とか期末手当で調整といったことは行っていないことは主張しておく。

組合:システム切替に伴い、給与の誤支給が続いている。月の途中での改正でちゃんと支払われるのか。

県:システム改修もしっかり行って、誤りのないように対応したい。

組合:手当の引き上げの背景は、看護師の人材確保が課題であること。病院局さんは苦労されているので組合が言うまでもないと思う。引き上げは国並びだが、時期が異なるとのことだが、人材確保に向けた対応が必要ではないか。

県:看護師の確保については、大変な状況。本日自分と両県立病院の局長で鳥取看護大学にリクルートに行ったところ。若い世代のキャリア志向を懸念していたが、学生のキャリア志向は様々であった。来春、第1期の学生が卒業される。県立病院の魅力をしっかり伝えてきた。キャリア担当の先生にも、新病院を建設中であることとか、理念とか、県立病院を選択していただけるように話をしてきた。大学からは若い看護師のキャリア教育についての質問をいただき、そこもしっかりと説明して、学生さんにお伝えいただくようお願いした。1期生に来ていただくことを期待しているところ。

組合:若い看護師が何年か経つと多忙を理由に辞めることへの対応が必要。

組合: 先日、渡辺病院さんの働き方改革の記事が掲載されていた。民間の事例も踏まえて、県立病院も しっかり対応をしていただきたい。

組合:技術を身につけてから、自分の働きやすいところに行かれる方もいる。病院局と一緒になってよい職場となるようにしていきたい。

県:ありがとう。育児支援については一定の評価をいただいていると思っている。働き方改革については、医師に注目が集まりがちだが、法律の猶予期間に関わらず、看護師も含めて職員全体で働き方改革に真摯に取り組みたい。

組合:知事部局の課題だが、隣の島根県では知事が組合と直接話をして、人手が足りないということであれば部長に直接指示を出して人を配置するということもあったということ。知事と組合が対話する機会を設けてほしいとお願いしているところ。今日は知事部局と病院局だが、学校の教員にとっても働き方改革は大きな課題である。1点確認だが、深夜全部の区分は病院局にはそうした勤務があるから、病院局は提案されるという理解で間違いないか。

県:そのとおり。

一旦、中断。

組合:施行日については残念なところもあるが、引き上げについては評価する。全体的な観点から合意 する。議会に条例提案し、議決された場合は速やかに施行してほしい。病院局については、文書 でのやりとりを行いたい。

県:検討する時間が短い中、合意いただき感謝。

組合:組合への提案は、時間に余裕をもって行っていただくようお願いする。